

令和6年4月25日

美波町議会
議長 春田裕計 様

美波町議会議員政治倫理審査会
委員長 片山正敏

審査結果報告書

令和6年3月27日付けで提出された審査請求について、美波町議会議員政治倫理条例第8条の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

審査請求の対象となった議員の氏名	松本晋児 議員
審査請求書提出者の氏名	中川尚毅 議員、戎野博 議員
審査請求の対象となった事由の該当条項	美波町議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号
審査請求の対象となった事由の内容	2022, 23年の10月に日和佐八幡神社であった秋祭りでの奉納花火の協賛者として、自身が営む写真店の名前で寄付を行ったことについて、公選法違反の疑いがあるとして、住民が牟岐署に告発した。松本議員は、新聞報道や令和6年2月27日の議会運営委員会で事実関係を認め謝罪したが、大した問題ではないかのような弁明を行った。
審査の結果	美波町議会議員政治倫理審査請求 適している 0名 適していない 7名

別紙

美波町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 審査会の設置

令和6年3月27日付けで町議会議員2名（中川尚毅議員、戎野博議員）から美波町議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）第4条の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、条例第5条の規定に基づき4月15日に美波町議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、議員7名を審査会委員に任命した。

審査会委員氏名（7名）

岩瀬 公議員
向山篤宏議員
丸龍孝敏議員
小部博正議員
鈴木健宏議員
遊亀聖悟議員
片山正敏議員

2 審査の経過

令和6年4月15日（月） 出席委員7名

議 題	内 容
1. 委員長の互選について 2. 審査会の確認事項について 3. 政治倫理審査請求について	1. 委員全員で協議を行い、片山正敏委員を委員長に選任した。 2. 政治倫理条例の内容について確認を行った。 3. 政治倫理審査請求について審議した。

3 審査の結果に至る各委員の意見

○遊亀聖悟委員

今回、審査請求出てきているものとして、事実を照らして審議をつくすこと及び住民に対する説明責任を果たせるよう審査結果を示すこと。今回の件、ニュースにもなっていて町民の方からお声をいただいた。その中の声で、政治倫理審査会を設置してもっと細かく議論するべきという人はいない。むしろ言われたのが、なんで前向きの議論をもっとしないんだとか、なんでこんなことに時間をかけているんだと言われた。もちろん真摯に向き合うべきだとは思いますが

適否の部分でいくと今回は取り上げるのが適切でないと思っている。一方で今回町民の方に不振に思われる行為があったというのは審査が上がってきている以上事実だと思うので、そのようなことが起きないようになんらかの措置を議会としてとるべきだと思うが、今回の請求自体を取り上げるべきかといわれるととりあげない。その上で取り上げない方がいいと思う。

○丸龍孝敏委員

私もやはり先ほど遊亀委員が言われたとおり。町民の方から議員の不祥事について、十分本人も反省しているし、町民に向けた思いを議会として議員として話しをしていただきたい。

○小部博正委員

自分も今回の場合は審査請求の適否でいえばちょっとこの審査にあたらな
いと思っていて、倫理基準にあるような町の名誉を傷つけるような行為であ
ったり、町民全体の代表者として品位や名誉を損なうような行為にしても、今回
の場合はそういうところにあてはまらない。そもそも行為そのものが祭りであ
ったりとか町も文化継承にあたるようなところの善意での寄付だったところ
で、町民の皆様にとっても損失を与えるようなものではない。誰かに損失を与
えたり傷つけたりのような行為ではないので、そういった点でいっても倫理審
査を受けるものでないと思う。

○鈴木健宏委員

同僚委員とほぼ同じ。疑義があった事実はあると思うが、今後どうしていく
かという議論を別の機会を進めていければと思っている。なので審査にはあた
いしないと思う。

○岩瀬公委員

私も同様の意見です。町の行っている行事の中で花火大会に際しては町民に
してもお金がなければ、花火も打ち上げできないと思うので、写真家マッちゃ
んという商売の中で寄付を求められた点もあるので、町の住民のためだと思っ
て私は寄付というかたちをとったと思うので、倫理審査委員会を受ける問題で
ないと思う。

○向山篤宏委員

このたびの件については検察は不起訴ということで、不起訴にはいろいろ内

容があると思うが、検察も理由を示していないということで、疑いがあるということで新聞報道などされている。その中でどのようなのか分からない中で審査をすることは私としてはしにくいと思う。

○片山正敏委員

今回の行為の中身を見ると、寄付行為としてとれば寄付行為であるということで、寄付金というかたちになっているかもしれないが、花火という神社側の役務の提供に対する債務の履行というふうに考えると、これは寄付に該当しないという意見・文面を書いているところもある。他の委員より検察も不起訴にしたという点からすると、委員として私の意見もこれは審査の俎上にあげなくてもいいと考える。

4 審査請求の適否（各委員の意見より）

適している 0名

適していない 7名（岩瀬委員、向山委員、丸龍委員、小部委員、鈴木委員、遊亀委員、片山委員）